

UQ 通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p><u>(公衆無線LANサービスの認証)</u></p> <p>第 70 条の 2 <u>UQ 契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi-Fi 提携事業者」といいます。）が公衆無線LANサービス契約約款に基づき UQ 契約者へ提供する「au Wi-Fi SPOT」の認証において、Wi-Fi 提携事業者から当社へその UQ 契約者が使用している UIM カードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。</u></p> <p>2 <u>当社は、前項の対応に関して生じた損害については、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>第 70 条の 3 （略）</p> | <p>第 70 条の 2 <u>削除</u></p> <p>第 70 条の 3 （略）</p> <p><u>附則（22-UQ 事企第 031 号）</u> <u>(実施時期)</u></p> <p>1 <u>この改定規定は、令和 5 年 4 月 11 日から実施します。</u> <u>(公衆無線LANサービスの認証に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>令和 5 年 1 月 31 日から令和 5 年 4 月 10 日までの間、UQ 契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi-Fi 提携事業者」といいます。）が公衆無線LANサービス契約約款に基づき UQ 契約者へ提供する「au Wi-Fi SPOT」の認証において、Wi-Fi 提携事業者から当社へその UQ 契約者が使用している UIM カードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、令和 5 年 4 月 3 日から令和 5 年 4 月 10 日までの間、前項に定める Wi-Fi 提携事業者から当社へその UQ 契約者が使用している UIM カードの有効性の確認を求められた場合であっても、当社がその照会に応じないことがあります。</u></p> <p>4 <u>当社は、前 2 項の対応に関して生じた損害については、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。</u></p> |